

第1章 米国の州政府及び地方団体の公金管理の現状

第1節 資金運用の現状

1 1970年代まで

米国の地方団体においては、1970年代までは、公金運用と言えば大きく分けて「国債を購入するか、銀行に預金するか」の二通りであり、州の財務長官などの公金運用担当者のみが把握し執行すればいいものと考えられていた。よって、他の政治家や公選職にある者も特にこの分野については大きな関心を示してこなかった。

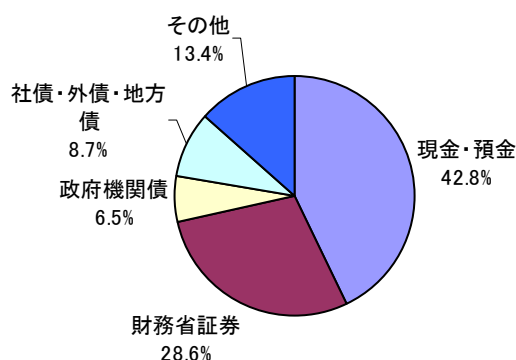
2 1980年代から1990年代にかけて

1980年代以降それまでの状況は一変する。米国内において金融機関の破綻、とりわけS&L（貯蓄貸付組合）の破綻が相次ぎ、金融機関への信頼性が低下し、現金・預金の運用にもリスクがあることが認識されたためである¹。

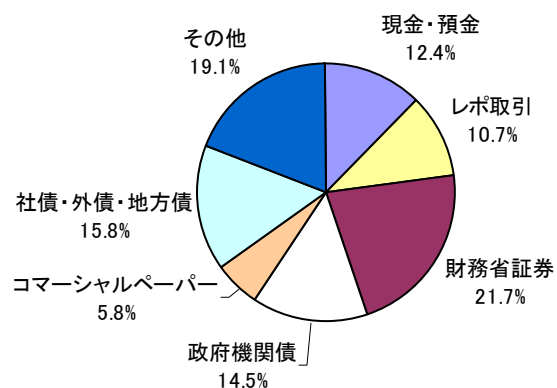
それゆえ、州法等で投資方針の策定や投資委員会の設置等が規定されるようになり、公金運用はここに来て初めて行政運営上の重要な機能の一つという地位を得たと言える。

下図は米国の地方団体の1970年と2002年の資産構成と日本の地方団体の2000年の資産構成のグラフである²。

【 米 国（1970年末現在総額801億ドル） 】



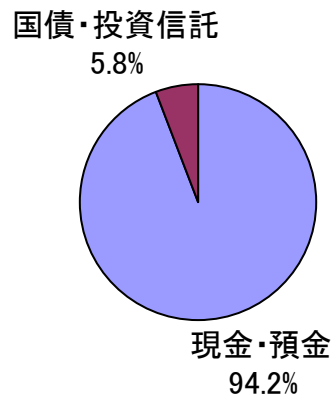
【 米 国（2002年末現在総額1兆4741億ドル） 】



¹ 「ISSUE BRIEF 第422号」（国立国会図書館）

² これらのグラフの出典は、「資金循環勘定」（日本銀行）、「Flow of Funds accounts」（米国連邦準備銀行）の資料を基に作成された前掲「ISSUE BRIEF」及び「ペイオフ導入後に向けた自治体の公金運用」（片山英治著、「地方財務」2001年7月号）。これらに筆者が年度更新等の加筆を一部行ったもの。

【 日本(2000年末現在総額22.5兆円) 】



第2節 関係法

1 連邦法

米国の公金運用は、後述する州法や地方団体の条例等の下で実施されており³、ここでは公金運用に関連する主な連邦法を紹介する。

(1) 政府発行有価証券法 (The Government Securities Act, 1986)

この法律が制定されるまで、連邦政府が発行する各種有価証券の販売業者（いわゆるディーラー：dealer）は、実質的には連邦政府の規制を受けなかった⁴。しかし、1980年代にこのようなディーラーの破綻が相次ぎ、当該証券市場の信頼の低下を防ぐため、1986年に同法が制定された。

同法では、このようなディーラーにニューヨーク証券取引所（The New York Stock Exchange:NYSE）や、全国証券取引業協会（The National Association of Securities Dealers）等に登録を義務づける等を規定した。

(2) 投資会社法 (The Investment Company Act of 1940)、投資顧問法 (The Investment Advisors Act of 1940)、証券市場改善法 (The National Securities Improvement Act of 1996)

これらは共に、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission:SEC）の行うことができる権限等を規定したものである。

2 州法及び地方団体の条例

前述したように公金運用に関しては、州法や地方団体の条例等によって規定されており、その規定する内容についても様々であるが、多くの場合、公金運用の責任者（財務長官など）とその役割と義務、認められる金融商品についてなどが事細かに記されており、我が

³ 前掲「ISSUE BRIEF」

⁴ 「Investing Public Funds(second edition)」(Government Finance Officers Association)

国の地方自治体の公金管理を規定する地方自治法等に比較すると大変厳密かつ厳格に規定されていると言えよう。

米国の政府財務官協会（Government Finance Officers Association:GFOA）が推奨する公金運用に関する州法モデルにおいては、次のような商品を投資対象とすること、元本割れのないよう慎重な運用を規定すること、文書による投資方針を策定し、それに基づいて運用を行い、その投資方針には、安全性と流動性に最も留意した上で元本、利子、分散投資、満期等々について規定すべしと推奨している。

（対象商品）

- ・財務省証券
- ・政府機関債
- ・譲渡性預金証書(certificate of deposit:CD)及び他の預金証書
- ・銀行引受手形(bankers' acceptances)
- ・広く認められた証券格付会社の格付⁵で A1,P1,F 1,D1 またはそれ以上の格付けを得たコマーシャルペーパー(commercial paper)
- ・投資適格(investment-grade)以上の州や地方団体等が発行する債券
- ・レポ取引⁶（原証券が次のもの(MMF)から成るものに限る）
- ・ドル建ての短期金融資産投資信託（マネーマーケットファンド(money market fund:MMF)）

また次頁の＜表 1＞は、各州が地方団体に認めている金融商品一覧である。

⁵ Standard and Poors 社(S&P)など

⁶ 売り手と買い手間の契約で、売り手は証券を約定価格であらかじめ指定された日に買い戻すことに同意するという手段。

＜表 1＞ 投資可能金融商品

	財務省証券	政府機関債	政府支援債	州債、機関債	地方債	CD	レポ	銀行引受手形	コマーシャル ペーパー
1 アラバマ	○	○	×	×	×	○	○	×	×
2 アラスカ	HR	-	-	-	-	-	-	-	-
3 アリゾナ	○	○	○	○	○	○	○	×	×
4 アーカンソー	○	some	×	○	○	○	○	×	×
5 カリフォルニア	○	○	○	○	○	○	○	Ltd	Ltd
6 コロラド	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 コネチカット	○	○	some	○	○	○	○	○	×
8 デラウェア	HR	-	-	-	-	-	-	-	-
9 フロリダ	○	○	○	○	○	○	○	×	×
10 ジョージア	○	○	○	○	○	○	○	×	×
11 ハワイ	○	○	○	○	○	○	○	×	×
12 アイダホ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 イリノイ	○	○	some	○	○	○	○	×	Ltd
14 インディアナ	○	○	some	×	×	○	○	×	×
15 アイオワ	○	○	○	○	○	○	○	×	×
16 カンザス	○	some	some	○	○	○	○	×	×
17 ケンタッキー	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 ルイジアナ	○	○	○	×	×	○	○	×	×
19 メーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20 メリーランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 マサチューセッツ	○	Ltd	Ltd	×	×	○	○	×	×
22 ミシガン	○	○	×	×	×	○	○	○	○
23 ミネソタ	○	○	○	Ltd	Ltd	○	○	○	○
24 ミシシッピ	○	○	○	×	×	○	○	×	×
25 ミズーリ	○	○	○	×	×	○	○	×	×
26 モンタナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27 ネブラスカ	○	○	some	×	×	○	×	×	×
28 ネバタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29 ニュー・ハンプシャー	○	○	Ltd	×	×	○	Ltd	×	×
30 ニュー・ジャージー	○	○	some	○	○	○	○	×	×
31 ニュー・メキシコ	○	○	○	○	○	○	○	×	×
32 ニュー・ヨーク	○	○	some	○	○	○	○	×	×
33 ノース・カロライナ	○	○	some	○	○	○	○	some	○
34 ノース・ダコタ	○	○	○	○	×	○	○	×	×
35 オハイオ	○	○	○	○	○	○	○	some	some
36 オクラホマ	○	○	○	×	○	○	○	○	○
37 オレゴン	○	○	○	some	○	○	○	○	○
38 ペンシルバニア	○	○	○	○	○	○	○	×	×
39 ロード・アイランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40 サウス・カロライナ	○	○	some	○	○	○	○	×	×
41 サウス・ダコタ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42 テネシー	○	○	some	○	○	○	○	○	○
43 テキサス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44 ユタ	○	some	some	○	○	○	○	○	○
45 ヴァーモント	HR	-	-	-	-	-	-	-	-
46 ヴァージニア	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 ワシントン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 ウェスト・ヴァージニア	○	○	some	some	○	○	○	○	○
49 ウィスコンシン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 ワイオミング	○	○	some	some	×	○	○	○	○

(出典) 前掲「Investing Public Funds(second edition)」

【記号の説明】

HR：ホームルール（地方団体の自主規定）、Ltd：限定条件付、SOME：いくつかに該当

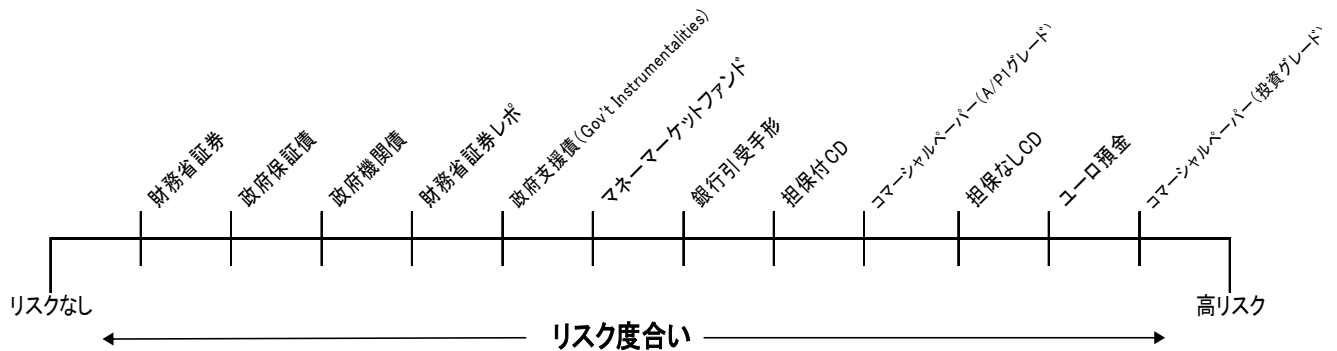
<表1 (つづき)>

	マネーマ ケットファン ド	州政府LGIP (※)	その他LGIP	不動産抵当 担保証券	デリバティブ	満期制限	投資方針策 定義務
1 アラバマ	○	×	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
2 アラスカ	-	×	○	-	-	-	-
3 アリゾナ	×	○	×	規定無し	規定無し	3年	規定無し
4 アーカンソー	○	×	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
5 カリフォルニア	○	○	○	Ltd	Ltd	some	○
6 コロラド	○	×	○	規定無し	規定無し	5年	○
7 コネチカット	○	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
8 デラウェア	-	○	-	-	-	-	-
9 フロリダ	○	○	○	○	Ltd	規定無し	○
10 ジョージア	×	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
11 ハワイ	×	×	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
12 アイダホ	○	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
13 イリノイ	○	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
14 インディアナ	○	×	×	規定無し	規定無し	2年	規定無し
15 アイオワ	○	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
16 カンザス	×	○	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
17 ケンタッキー	○	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	○
18 ルイジアナ	○	○	×	規定無し	×	規定無し	○
19 メーン	○	×	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
20 メリーランド	○	○	×	規定無し	規定無し	規定無し	○
21 マサチューセッツ	○	○	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
22 ミシガン	○	×	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
23 ミネソタ	○	×	○	Ltd	Ltd	規定無し	○
24 ミシシッピ	○	×	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
25 ミズーリ	×	×	Ltd	規定無し	規定無し	3年	規定無し
26 モンタナ	×	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
27 ネブラスカ	○	×	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
28 ネバタ	○	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
29 ニュー・ハンプシャー	○	○	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
30 ニュー・ジャージー	○	○	○	規定無し	規定無し	1年	規定無し
31 ニュー・メキシコ	×	○	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
32 ニュー・ヨーク	×	×	○	規定無し	規定無し	規定無し	○
33 ノース・カロライナ	some	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
34 ノース・ダコタ	×	○	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
35 オハイオ	○	○	×	規定無し	×	5年	○
36 オクラホマ	○	○	×	規定無し	規定無し	規定無し	○
37 オレゴン	×	○	○	規定無し	Ltd	18ヶ月	-
38 ペンシルバニア	○	○	○	規定無し	規定無し	短期	規定無し
39 ロード・アイランド	○	×	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
40 サウス・カロライナ	○	○	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
41 サウス・ダコタ	○	×	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
42 テネシー	×	○	×	規定無し	規定無し	2年	規定無し
43 テキサス	○	○	○	Ltd	Ltd	some	○
44 ユタ	○	○	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
45 ヴァーモント	-	×	○	-	-	-	-
46 ヴァージニア	○	○	×	○	規定無し	規定無し	規定無し
47 ワシントン	×	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
48 ウェスト・ヴァージニア	○	○	×	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
49 ウィスコンシン	×	○	○	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し
50 ワイオミング	○	○	×	Ltd	規定無し	規定無し	○

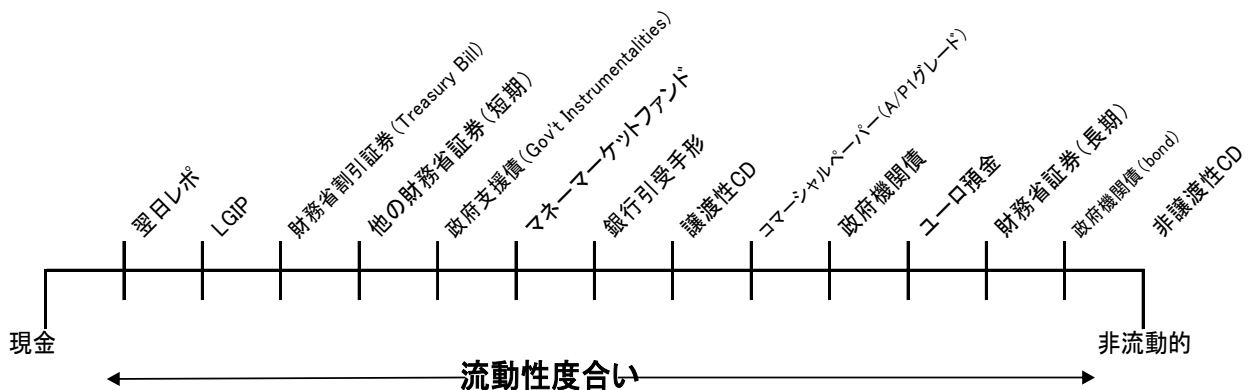
※LGIPについては第2章参照。

【 参 考 資 料 】

<リスク度合い表>



<流動性度合い表>



(出典) 前掲「Investing Public Funds(second edition)」

第3節 投資方針

1 投資方針

第2節で取り上げたように、州法で詳細にわたって規定されているものの、さらに投資方針によってより詳細に、かつ、実際の運用手続き等について規定することで公金運用のルール of 厳守を図っている。州法以上に厳しい規制を投資方針の中で規定し自律した運用を行う団体も多い。

また、オハイオ州などでは、地方団体に投資方針を州の財務長官に提出することを義務付けてもいる。

公金運用を行うに当たっては、米国ではよく次の概念⁷が念頭におかれる。これは

⁷ 日本語訳は当然筆者によるものであるが、英文についても若干文面が異なるものもあるようである。

「prudent person rule」（「受託者責任」あるいは「思慮ある行動の原則」でも構わないであろう）と呼ばれるものである。

<prudent person rule の日英文>

“Investments shall be made with judgment and care, under circumstances then prevailing which persons of prudence, discretion and intelligence exercise in the management of their own affairs, not for speculation, but for investment, considering the probable safety of their capital as well as the probable income to be derived.”

「資産の運用に当たっては、思慮分別と知識を備えた人が、当座の状況の下に投機ではなく、資産の収益とその安全性を考慮して行うそのような判断と注意をもって投資は行われるべきである。」

こうした概念や投資方針に従って適切な手続きを踏めば、「個々の有価証券の信用リスクや市場価格変動に関する個々人の責任は軽減される⁸」とされ、オハイオ州などでは投資方針の中にこのことを明記している。

2 オハイオ州における投資方針と公金運用状況⁹との比較

（1）投資方針と運用状況

【 投 資 方 針 】

以下は、オハイオ州の投資方針に掲げられた主な項目を取り上げたものである。

（目的）

ここでは、州法に基づいて投資がなされ、この投資方針が財務長官の投資行動を拘束すること、などかうたわれている。

（投資方針のおよぶ範囲）

州資金のうちで対象の資金について記述される。

（投資の目標）

元金の保持、流動性、収益が重要であることが明記されている。

（権限の委譲）

財務長官から投資課長への投資手続きの委譲などが記される。

（思慮ある投資）

前述の「prudent person rule」の明記。

（投資可能商品）

下記に説明。

（分散投資）

下記に説明。

⁸ 前掲「地方財務」2001年7月号

⁹ 普通勘定(Regular Account)を対象とする（総額約71億ドル（2000年8月31日現在））。

(投資禁止商品・手法)

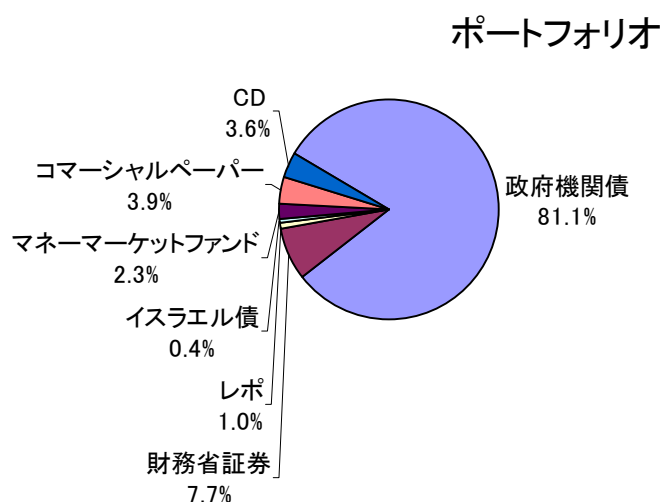
デリバティブ、不動産抵当証券担保債券(collateralized mortgage obligation)、住宅ローン投資債(Real Estate Mortgage Investment Conduit)などの禁止商品の明記と「空売り」の禁止を記述している。

以下は、投資方針において明記される十一の投資可能商品¹⁰である。

- ① 財務省証券
- ② 政府機関債
- ③ レポ取引
- ④ コマーシャルペーパー
- ⑤ 銀行引受手形
- ⑥ 社債
- ⑦ 外債
- ⑧ オハイオ州政府債
- ⑨ 預金証書
- ⑩ スターオハイオ(本稿第2章にて詳述)
- ⑪ マネーマーケットファンド

【 運 用 状 況 】

下図はオハイオ州の実際の公金運用状況である。



(2) 投資方針と運用状況との比較

州法及び投資方針において、公金の分散投資を図るためにポートフォリオに占める各商品の割合の上限を定めている。次表に見るように、オハイオ州での実際の公金の運用状況は、たいていの商品について規定された割合を大きく下回るように投資されており、分散

¹⁰ なお、これらの商品であっても様々な条件が付されている。

投資に対する注意深い配慮が読み取れる。

(単位: %)

商品	実際の割合	投資方針で規定する割合	州法で規定する割合
財務省証券	7.7	100.0	100.0
政府機関債	81.1	100.0	100.0
レポ取引	1.0	25.0	100.0
コマーシャルペーパー	3.9	5.0	5.0
外債	0.4	1.0	1.0
マネーマーケットファンド	2.3	25.0	100.0
CD	3.6	20.0	100.0
計	100.0	-	-

第4節 公金運用担当者

1 公金運用担当部局の長

公金運用担当部局の長は各州・地方団体でその呼称は様々であるが、その選任方法は公選によるものと首長の任用 (appointed) による場合との大きく二つに分けられる。なお、州の財務長官に関しては、公選による州が全米 50 州の半数を超え、また、他の公選職と同様に任期 4 年とする州が多く、再選も 2 期までとする州も多い¹¹。

2 その他の職員

公金運用担当部局の長以外の職員については、任用によって長の下に主席財務官 (chief financial officer) 等を置くなど金融知識に長けた人材を活用することで公金運用の安全性と効率性を保持することへの配慮が見られる団体もある¹²。

ただし、州政府などの大規模団体に比して、小規模団体などでは専門的知識を有する者の配置などは容易ではないため、次に見るような研修制度を充実させることで一般職員の金融知識を高める努力を行っている州もある。

また、新規の一般職員の採用に関しては、筆者がヒアリングを行ったオハイオ州では、特に採用条件としては金融知識の有無は問わない、とのことでやはりこれらも各州・地方団体ごとに組織の陣容は様々であろう¹³。

¹¹ 「クレアレポート第 246 号」

¹² 筆者がヒアリングを行ったオハイオ州にあるフランクリン・カウンティ政府(Franklin County)では、二人の担当者が公金運用を行っており、そのうち一人はかつてオハイオ州政府の公金運用担当職員であった者で、もう一方の者は民間金融機関経験者で大学でも教鞭をとった金融の専門家であった。

¹³ 当事務所がカリフォルニア州に行ったヒアリングにおいても同様に、採用時点で金融知識の有無を問うてはいない、とのことであった。ただし、職員の採用等を含めた公務員人事制度については、我が国と米国で

3 研修制度（オハイオ州の例）

オハイオ州では修正州法（Ohio Revised Code:Section 135.22）に基づいて、州内地方団体の全ての公金運用担当者¹⁴に、州財務長官が供する研修¹⁵への参加を義務付けている。

研修への参加は毎年かつ年6時間以上参加しなければならない。もっとも、研修は全く同じ内容のものが年数回州内各所で開催され、公金運用担当者はどの回に参加することも可能になっており、各回午前午後合わせて6時間の研修となっており、参加者は一日で義務を満たすことが可能なプログラムとなっている。

研修内容については毎年見直しが行われ、公金運用初心者のための講座から熟練者のための講座までテーマは広範にわたっておりよく工夫されている。下記に 2004 年度に実際に行われたものを記した。

研修修了者には修了書（certificate）が発行され、州財務長官からその旨州会計監査官（the auditor of state）に伝達されることとなっている。

（オハイオ州で 2004 年度に実際に行われた講座）

1 時間目 (8:30～10:00)	The Basic of Buying & Selling Fixed Income Securities	Government Accounting	Cash Flow Forecasting
2 時間目 (10:15～11:45)	Depository Management	Active Portfolio Management Overview	How to Build a “Truly” Safe Portfolio
3 時間目 (12:45～13:45)	Ethic General Session		
4 時間目 (13:45～14:45)	Evaluating Callables Under Differing Market Conditions	Interpreting Economic Data	Municipal Finance for Beginners
5 時間目 (15:00～16:00)	Depository Concepts for the Experienced Finance Officer	Effective Finance Presentations	Investment Bond Proceeds

（各時間に平行して開催される 3 つの講座のうちどれに参加してもよい）

第 5 節 投資委員会

州の中には、財務長官などで構成される投資委員会（Investment Committee）を設けている団体もある。投資委員会は公金運用を大局的な観点から見るとともに、恣意的な公金

は態様が異なるため、詳しくは前掲の「クレアレポート第 246 号」を参照されたい。

¹⁴ 財務長官が認めた一定の者は免除規定あり。

¹⁵ オハイオ州政府の公金投資管理センター（Center for Public Investment Management）が担当している。
<http://www.cpimohio.org/>

運用の予防に資すると考えられている。

しかし、多くの団体がその設置によって目に見えた効果が表れていない、あるいは、合意形成に時間がかかるなどとしており、前述の GFOA も強くは推奨していないところではある。

第 6 節 金融機関の選定

米国には、日本の指定金融機関のような制度は存在せず、複数の銀行に公金を保管している¹⁶。

その選定に当たっては、希望する金融機関から提案書（request for proposal: RFP¹⁷）を募り、競争的選抜（competitive selection）を行うのが一般的である。もともと、その RFP の評価の画一的な基準というのは米国においても存在せず、多くの州では金融専門家に意見を請うなどしている。以下は筆者がヒアリングを行ったオハイオ州での例である。

【オハイオ州政府での金融機関の選定方法】

決定権者 : 財務長官（公選）、会計監査官（公選）、司法長官（公選）の 3 人で構成される預金管理委員会（Board of Deposit）

選定の頻度 : 2 年に一度

主な選定基準 : ①州内に支店があること

②主要な金融機関評価会社¹⁸によって高い評価（rating）を受けていること

③手数料の妥当性

④資本金の規模

第 7 節 公金預金の担保

公金預金を保護するために、全米の 45 州で法律によって金融機関に対して担保の提供を求めている。

法律の内容は州により様々で、管内の地方団体全てに適用する州やそうでない州もあるが、下記のように大きく 3 類型に分類できる。なお公金預金の担保に関する各州の法律は、大恐慌時代に制定されたものが多い。

【 3 類 型 】

1 統一基準担保制度(Uniform Statewide Collateralization Requirement)

¹⁶ 前掲「ISSUE BRIEF」。

¹⁷ RFP には、手数料、資本規模、提供可能なサービスなどが記入される。

¹⁸ Standard and Poors 社(S&P)など

多くの州では州法を制定して州内全域統一基準を定めることで公金預金担保制度を運用している。

表2及び3に示すように、州によってその基準内容は異なるが、概して言えることは、公金預金を「完全に(fully)」担保すべきこととしていることである。よって、この制度の抱える問題の一つが、預金額を全額担保することによる「経費」の問題である。専門家の中には、公金を保護する目的とはいえども、公金の有効活用という面からすれば効率的ではない、とする者もいる¹⁹。

また、担保商品の市場価値が下がれば預金額全額に満たなくなる可能性もある。よって担保商品の券面額だけではなく市場価値にも十分注意した担保の設定が必要とされる。

米国の地方団体の中には、金融機関が破綻した際には、地方債を受け取るようにして預金を担保していることもあるが、その地方債の市場価値は預金額を下回ることも予想される。よって地方債を担保に組み入れる場合も、地方債は満期を迎えて初めて券面額を得られる、ということに注意を払うべきである。

ノースカロライナ州やヴァージニア州などでは、統一基準担保制度があることで、地方団体の職員が担保商品のモニタリング（監視）を行わずにすみ、州職員によって運営されている。しかし他の全ての州がこれらの州と同様という訳ではなく、地方団体に預金担保のモニタリングを負わせている州も多い。

2 自主的規定(Uncoordinated, Autonomous Collateral Pledging)

イリノイ州やウィスコンシン州などでは、全ての公金預金を担保するように規定してはいない。その代わりに、地方団体自身でそれぞれの担保制度を運用しなければならない。

この自主的な制度は、預金をリスクから自ら守りたいと考える団体にとっては大変わかりやすい制度ではあるが、個々の自治体が個々に市場と格闘しなければならないというデメリットがある。統一基準がなく、それぞれの団体が個々に運用しているため預金の種類や団体によって担保のあり方は様々である。

また、担保経費は直接個々の地方団体に跳ね返ってくるため、担保を付さないで高い市場利子を得るべきか、低い利子であっても担保を付すべきか、という選択に地方団体の公金運用担当者は迫られるのである。

しかしながら、統一基準が存在しない中では、公金運用者は自ら担保の制度や手続きを定めなければならず、担当者が専門的知識を欠いていた場合、担保のモニタリングや担保設定手続きに大きな欠陥を生ずる危険性があり、それはひいては地方団体に損失をもたらすことに繋がる。

3 共同担保制度(Statewide Collateral Pools)

この制度は、公金預金を預かっているある金融機関が破綻した場合、

¹⁹ こういったことから、GFOA ではより経費のかからない次頁「共同担保制度」を推奨している。

- ①まず、FDIC²⁰の預金保険制度からの保険を充てこみ、
- ②次に当該破綻銀行の担保を清算する。
- ③それでも当該公金預金をカバーできない場合は、他の公金預金銀行からの担保を、直近 12 ヶ月に受託していた公金預金額の月額平均に従って、そのカバーできない部分に充てこむ。

つまりこの制度は、金融機関の破綻に対する州政府の一種の「預金保険制度」としての役割を果たしていると言える²¹。

この制度では勿論、金融システム全体が行き詰まるような破綻状態では功を奏しないが、多くの公金預金担当者から支持を得ており、前述の GFOA も強く推奨しているところである。

この制度は、フロリダ州やワシントン州などで行われている。担保は預金額の全額ではなく部分的ではあるが、そのことにより担保経費を抑えられるとともに、公金の保護も行えるシステムと考えられている。

フロリダ州では預金額の 50%を、ワシントン州では 10%をそれぞれ担保することとされる。州政府自身が直接この制度の運用及び監督を行うため、地方団体の公金担当者がわずらわしい担保事務に関与する必要がないことがメリットの一つであるとされている。

²⁰ 連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation)

²¹ 「Local Government Finance」(Government Finance Officers Association)

<表2> 州法で定められた担保割合

State	地方団体資金	州政府資金
Alabama	100	None
Alaska	(1)	None
Arizona	102	102
Arkansas	(2)	(2)
California	105-150 ⁽³⁾	105-150 ⁽³⁾
Colorado	102 ^{(5) (7)}	102 ^{(5) (7)}
Connecticut	(4)	(4)
Delaware	102 ⁽⁵⁾	102 ⁽⁵⁾
Florida	25-200 ^{(5) (6)}	25-200 ^{(5) (6)}
Georgia	110	110
Hawaii	100	100
Idaho	None ⁽⁷⁾	None ⁽⁷⁾
Illinois	110 ⁽⁸⁾	110 ⁽⁸⁾
Indiana	None ⁽⁹⁾	None ⁽⁹⁾
Iowa	110	110
Kansas	100	100
Kentucky	100	100
Louisiana	100	100
Maine	100 ⁽¹⁰⁾	100 ⁽¹⁰⁾
Maryland	102	102
Massachusetts	None	None
Michigan	None ⁽⁷⁾	None ⁽⁷⁾
Minnesota	110	110 ⁽²¹⁾
Mississippi	105	105
Missouri	100	100
Montana	50	50
Nebraska	110	110
Nevada	100 ⁽¹¹⁾	100 ⁽¹¹⁾
New Hampshire	None ⁽¹⁹⁾	None ⁽²⁰⁾
New Jersey	100-120	(12) (9)
New Mexico	50-100	100
New York	100	100
North Carolina	100	100 ⁽¹³⁾
North Dakota	(14)	110
Ohio	100	100 ⁽¹³⁾
Oklahoma	110 ⁽⁶⁾	100 ⁽⁶⁾
Oregon	25 ⁽¹⁵⁾	25 ⁽¹⁵⁾
Pennsylvania	120 ⁽¹⁶⁾	(13) (19)
Rhode Island	None	None
South Carolina	100	100
South Dakota	110	110
Tennessee	105 ⁽¹⁶⁾	105
Texas	100	100
Utah	105 ⁽¹⁷⁾	None ⁽¹⁷⁾
Vermont	None	None
Virginia	(18)	(18)
Washington	10 ⁽⁷⁾	10 ⁽⁷⁾
West Virginia	None	None
Wisconsin	(19)	(19)
Wyoming	100	100

【 表 2 の注釈 】

- 1 FDIC（連邦預金保険公社）の預金保険制度以上の預金に対しては、州歳入局の局長が担保の種類と額を決定する。
- 2 大規模銀行の場合担保義務無し、小規模銀行の場合には 100%
- 3 担保が第 1 抵当住宅ローン(mortgage)か信託証券(trust deed)から成る場合は 150%
- 4 資本比率に従って 10%から 120%
- 5 金融機関の規模や業績によって異なる
- 6 州内の全銀行で公金保護の相互責任義務あり
- 7 州外の金融機関には預入不可
- 8 CD やレポには 102%などの規定あり
- 9 州独自の公金預金保険基金がある。
- 10 資本の 25%を超える預金の FDIC の付保対象を超える範囲
- 11 担保が抵当住宅ローンで構成される場合は 200%
- 12 資本勘定と資本準備金の 75%より小さい場合 5 %大きい場合 100%
- 13 これらの州でも共同担保制度が存在する。
- 14 州営のノースダコタ銀行(the Bank of North Dakota)に預金される。
- 15 州財務長官が必要と認めたときは 110%
- 16 州外の債券は不可
- 17 一定の場合を超えるものは 110%から 130%
- 18 FIDC の補償額を超えるものについては 50%、残り 50%は州のプログラムにより付保
- 19 担保は義務ではない。
- 20 FDIC の補償額を超えるものについては州銀行局長が担保の額と種類を決定する。
- 21 法人保証債(corporate surety bond)も担保の代わりとして可能。

(出典：表 2 及び 3)

「An Introduction to Collateralizing Public Deposit for State and Local Government」
(M. Corinne Larson 著 GFOA 刊)

<表3>州法で定められた担保として可能な商品

State	財務証券	政府機関 債	州債	州政府機 関債	地方債	社債	第1 抵当 住宅ローン	その他 1
Alabama	Yes	Yes	Yes	Yes	Some	No	No	L,O
Alaska ²	---	---	---	---	---	---	---	---
Arizona	Yes	Yes	Yes	No	Yes	No	Yes	L,O
Arkansas	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	L,O
California	Yes	Yes	Yes	Some	Yes	No (@150%)	Yes I,L,M,N,O	A,B,G,H,
Colorado	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	Yes H,O,P	A,C,E,F,G,
Connecticut	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	O,R
Delaware	Yes	Yes	Yes	No	No	No	No	No ³
Florida	Yes	Yes	Yes	Some	Yes	Yes	No L,P,Q	E,H,K,
Georgia	Yes	Yes	Yes	No	Yes	No	No	O
Hawaii	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	L
Idaho ²	---	---	---	---	---	---	---	---
Illinois	Yes	Yes	Yes	Some	Yes	No	Some	O
Indiana ²	---	---	---	---	---	---	---	---
Iowa	Yes	Yes	Yes	No	Yes	Some	No	O
Kansas	Yes	Yes	Yes	Yes	Some	No	Yes	L,O
Kentucky	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	O
Louisiana	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	L
Maine	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Some	No	D,G,H,O
Maryland ²	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	G,H,K,O
Massachusetts ²	---	---	---	---	---	---	---	---
Michigan	---	---	---	---	---	---	---	---
Minnesota	Yes	Yes	Yes	Yes	Some	No	No	O
Mississippi	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No H,O	B,G,H,
Missouri	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	O
Montana	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	Yes	K,L,O
Nebraska	Yes	Yes	Yes	No	Yes	No	No	L,O
Nevada	Yes	Yes	Yes	No	Yes	No (@200%)	Yes	P,O,Q
New Hampshire ²	---	---	---	---	---	---	No	No ⁴
New Jersey	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	O
New Mexico	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	O
New York	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	A,B,G,H,O
North Carolina	Yes	Yes	Yes	Yes	Some	No	No	O
North Dakota	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	K,L
Ohio	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	K,O
Oklahoma	Yes	Yes	Yes	Yes	Some	No	No	O
Oregon	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	H,P,Q
Pennsylvania	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	K,O
Rhode Island	---	---	---	---	---	---	---	---
South Carolina	Yes	Yes	Yes	Some	Some	No	No	O
South Dakota	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	No
Tennessee	Yes	Yes	Yes	Yes	Some	No	No	O
Texas	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	O,P
Utah ²	---	---	---	---	---	---	---	---
Vermont ²	---	---	---	---	---	---	---	O
Virginia	Yes	Yes	Yes	Yes	Some	Some	No H,O	B,C,F,G,
Washington	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	C,F
West Virginia	---	---	---	---	---	---	---	O
Wisconsin ²	---	---	---	---	---	---	---	O
Wyoming	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	Yes	O

【 表 3 の注釈 】

- 1 各記号は次を示す。
 - A アフリカ開発銀行
 - B アジア開発銀行
 - C 銀行引受手形
 - D カナダ債
 - E 譲渡性預金証書(CD)
 - F コマーシャルペーパー
 - G 米州開発銀行
 - H 国際復興開発銀行
 - I イスラエル債
 - J 商船債 (Merchant Marine Bond)
 - K 投資信託
 - L ワラント
 - M 国際金融公社(International Finance Corporation)
 - N プエルトリコ政府開発銀行(Government Development Bank of Puerto Rico)
 - O 保証債 (surety bond)
 - P 不動産抵当証書担保債券(collateralized mortgage obligation)
 - Q 住宅ローン投資債 (Real Estate Mortgage Investment Conduit) ²²
 - R 州不動産抵当パススルー証券(states mortgage pass-through)または類似の証券
- 2 前掲の＜表 2＞を参照
- 3 公金管理評議会(Cash Management Policy Board)が決定するものあり
- 4 州銀行局長が決定するものあり

²² 定義については次を参照のこと。 http://www.advfn.com/money-words_term_4171_REMIC.html